

広島市水道局週休2日工事試行要領  
(土木工事及び配管工事) (R6.6)

Q & A

## 目次

Q 1	週休2日の対象期間は、どの期間なのか。 .....	1
Q 2	現場閉所日実績は、土日及び振替日だけなのか。 .....	1
Q 3	工事着手日とは、どの日を指すのか。 .....	1
Q 4	工事完了日とは、どの日を指すのか。 .....	2
Q 5	必ず土日に現場閉所しないとイケないのか。 .....	2
Q 6	振替日はいつでもよいのか。 .....	2
Q 7	祝日はどのように取り扱うのか。 .....	2
Q 8	工場製作期間と現場作業が並行する場合、どのように取り扱うのか。 .....	3
Q 9	現場閉所として扱う場合の監督員が必要と認める現場管理上必要な土日の作業とはどのような作業なのか。 .....	3
Q 10	現場内における災害や事故等で土日に予定外の現場作業が発生した場合は、振替日を設定する必要があるのか。 .....	3
Q 11	土日に警備員による交通誘導が必要な場合、交通誘導は現場作業となるのか。 .....	3
Q 12	施工箇所点在型対象工事は、施工箇所毎で現場閉所を判断するのか、工事単位で判断するのか。 .....	3
Q 13	金曜日の夜から土曜日の朝にかけての夜間工事は、土曜日に現場作業したことになるのか。 .....	4
Q 14	現場事務所で書類整理等を行うだけであれば、現場閉所扱いとして振替日に設定してもよいか。 .....	4
Q 15	会社等で書類整理等の事務作業を行う場合は現場閉所扱いとして振替日に設定してもよいか。 .....	4
Q 16	現場に出勤後すぐに降雨等により現場作業を行なわなかった場合、現場閉所扱いとして振替日に設定してもよいか。 .....	4
Q 17	半日休工を2回行った場合、1日分の振替日としてみなしてよいのか。 .....	4
Q 18	台風や豪雨予想等により、現場事務所で待機した場合、どう扱うのか。 .....	5
Q 19	受注者が「週休2日交替制工事」への変更を希望した場合、どうなるのか。 .....	5
Q 20	対象外となる緊急に発注を要する応急復旧工事とはなにか。 .....	5
Q 21	工期算定において実作業日数が14日未満のため週休2日の対象外として発注した工事で、現場条件等の変更により14日以上となった場合はどうなるのか。 .....	5
Q 22	実作業日数が14日未満の工事が対象外となるのはなぜか。 .....	6
Q 23	発注者指定型、受注者希望型についての記載がないがどのように扱うのか。 .....	6
Q 24	現場掲示のサイズはA3ではないのか。 .....	6
Q 25	工事週報は必ず提出しなければならないのか。 .....	6
Q 26	現場閉所日の確認はどのように行うのか。 .....	6
Q 27	現場閉所について、監督員が現地確認を行う必要があるのか。 .....	6
Q 28	どのような場合に設計変更の対象となるのか。 .....	7
Q 29	複数年度にわたる長期工事の場合は、いつ設計変更するのか。 .....	7
Q 30	最終変更時に工事完了していない場合は、どのように設計変更するのか。 .....	7
Q 31	市場単価や土木工事標準単価は、補正対象となるのか。 .....	7

Q 3 2	見積単価は補正係数の対象となるのか。 .....	7
Q 3 3	仮設材（鋼矢板・山留材・覆工板など）の賃料は補正対象となるのか。 .....	8
Q 3 4	水道局単価「労務費及び資材単価表」に掲載している不断水T字管、不断水T字管（耐震型）、不断水挿入管路断水器及び視覚障害者誘導標示（溶融式）（シート式）の工事費は補正対象になるか .....	8
Q 3 5	労務費の補正係数の乗じ方はどのように行うのか。 .....	8
Q 3 6	機械経費（賃料）の補正はどのように行うのか。 .....	9
Q 3 7	「設計業務委託等技術者単価」は、労務費の補正対象とならないのか。 .....	9
Q 3 8	災害や事故等で行った作業は補正係数の対象となるのか。 .....	9
Q 3 9	達成率ごとの補正条件は積算システムではどうなるのか。 .....	10
Q 4 0	「週休2日工事」達成のための工期延長は認められるのか。 .....	10
Q 4 1	工期変更となった場合、対象期間はどうなるのか。 .....	10
Q 4 2	「週休2日」を達成できた場合の工事成績評定の評価はどうするのか。 .....	10
Q 4 3	アンケートの提出は必須ではないのか。 .....	11
Q 4 4	「評定の対象にならない工事については」とあるが、評定の対象とならないものとはなにか。 .....	11
Q 4 5	「週休2日工事实績証明書」は必ず発行するのか。 .....	11
Q 4 6	「週休2日工事」と「週休2日交替制工事」の違いはなにか。 .....	12

## (定義) 第2条関係

Q 1 週休2日の対象期間は、どの期間なのか。

A 1 工事着手日（準備期間を含まない）から工事完了日（後片付け期間を含まない）までの期間から次の期間を除いた期間です。

①年未年始休暇6日間（12月29日から1月 3日（変更可））  
夏期休暇 3日間（ 8月13日から8月15日（変更可））

②工場製作のみを実施している期間

③工事全体を一時中止している期間

④災害時の緊急対応等により休工となる期間

工事着手日の前や工事完了日の後に行う会社での書類作成・整理は、現地作業が伴わないため、対象期間外となります。

Q 2 現場閉所日実績は、土日及び振替日だけなのか。

A 2 週休2日工事における現場閉所日実績とは、閉所した土日及び閉所できなかった土日の振替日をいいます。

Q 3 工事着手日とは、どの日を指すのか。

A 3 週休2日工事における工事着手日とは、工事目的物の施工に係る現場作業（直接工事費及び準備費として積上げ計上されているもの）について、工事着手する日をいいます。

水道工事共通仕様書の工事着手とは異なるので注意してください。

なお、工事着手日は「休日等取得計画表兼実績表（施工様式-50）」、「工事週報」又は「工事日報」により確認を行なってください。

### 【水道工事共通仕様書（工事着手）】

工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

**Q 4 工事完了日とは、どの日を指すのか。**

A 4 工事目的物の施工に係る現場作業（後片付け及び工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去を除く。）が完了した日です。

なお、工事完了日は「休日等取得計画表兼実績表（施工様式-50）」、「工事週報」又は「工事日報」により確認を行なってください。

**Q 5 必ず土日に現場閉所しないとイケないのか。**

A 5 原則として土日を現場閉所することとしています。

ただし、やむを得ず土日に現場作業を行う場合は、対象期間内に振替日を設定することができます。

**Q 6 振替日はいつでもよいのか。**

A 6 振替日は、対象期間内の平日現場閉所日に設定できます。ただし、月曜日から金曜日の5日間のうち3日以上を振替日として設定する場合は、監督員が認めた期間に限り設定できるものとし、以下の理由によるもの及びこれらに準ずる場合とします。

- ・地元等から平日閉所を要求された場合の代替土日施工
- ・降雨等による平日閉所の代替土日施工
- ・地元等から指定された土日施工の代替閉所
- ・地元等から施工期限を指定された区間等の土日施工の代替閉所
- ・週間降雨予報による想定閉所日の代替土日施工
- ・社会通念上やむを得ないと判断される平日閉所及び土日施工
- ・受注者の休暇制度が土日以外の日となっている場合

また、理由によっては振替日の設定が不要な場合（A 9、A 10）があります。

なお、令和4年7月以前の単価で設計した工事の振替日は、現場閉所予定日の前後6日以内となっています。

**Q 7 祝日はどのように取り扱うのか。**

A 7 本要領における「週休2日」とは、土日を対象としています。

月曜日から金曜日が祝日の場合や祝日の振替休日は、平日と同様に取り扱いますので、閉所した場合は振替日として設定することができます。

**Q 8 工場製作期間と現場作業が並行する場合、どのように取り扱うのか。**

A 8 工場製作のみの期間が対象外であり、工場製作期間と現場作業が並行する期間は対象期間となります。

**Q 9 現場閉所として扱う場合の監督員が必要と認める現場管理上必要な土日の作業とはどのような作業なのか。**

A 9 次のような作業等が考えられます。

- ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
- ・立入禁止柵の設置、風飛散対策等の第三者災害の防止作業や安全パトロール
- ・コンクリートの品質を確保するうえで必要な養生作業
- ・現場見学会、現場を公開する場合、地元協議対応など
- ・その他、監督員が必要と認めた場合

監督員が必要と認めた土日の作業については、閉所日として扱います。「休日等取得計画表兼実績表（施工様式-50）」の実績及び計画欄には●を入力してください。

**Q 10 現場内における災害や事故等で土日に予定外の現場作業が発生した場合は、振替日を設定する必要があるのか。**

A 10 受注者の責によらない事由と判断できる場合は、振替日の設定は不要です。該当の土日は閉所日として扱います。「休日等取得計画表兼実績表（施工様式-50）」の実績及び計画欄には●を入力してください。

**Q 11 土日に警備員による交通誘導が必要な場合、交通誘導は現場作業となるのか。**

A 11 土日の交通誘導や現場管理上必要な作業（A 9）は、現場作業に含みませんので現場閉所として扱います。「休日等取得計画表兼実績表（施工様式-50）」の実績及び計画欄には●を入力してください。

**Q 12 施工箇所点在型対象工事は、施工箇所毎で現場閉所を判断するのか、工事単位で判断するのか。**

A 12 工事単位で判断します。従って、全ての施工箇所が現場閉所していなければ現場閉所として認められません。

**Q 1 3 金曜日の夜から土曜日の朝にかけての夜間工事は、土曜日に現場作業したことになるのか。**

A 1 3 通常勤務すべき時間帯の開始時間（土木工事標準積算基準書では朝8時）までの現場作業であれば、土曜日の現場作業とはなりません。

**Q 1 4 現場事務所で書類整理等を行うだけであれば、現場閉所扱いとして振替日に設定してもよいか。**

A 1 4 現場閉所とは、現場事務所で書類整理等の事務作業を含めて実施されていない状況を指すため、現場閉所扱いとはなりませんので振替日の設定はできません。

**Q 1 5 会社等で書類整理等の事務作業を行う場合は現場閉所扱いとして振替日に設定してもよいか。**

A 1 5 「週休2日工事」における現場閉所とは、契約単位で判断するため、会社や他の現場が稼働していても、対象現場について「1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態」となっていれば現場閉所として扱いますので振替日に設定できます。

**Q 1 6 現場に出勤後すぐに降雨等により現場作業を行なわなかった場合、現場閉所扱いとして振替日に設定してもよいか。**

A 1 6 現場に出勤後、降雨等で現場作業を行わず、すぐに休工とすれば現場閉所として扱いますので振替日に設定できます。ただし、現場事務所で書類整理等の事務作業などを行った場合や、現場作業開始後の降雨等で作業中止した場合については、現場閉所として認められませんので振替日に設定できません。

**Q 1 7 半日休工を2回行った場合、1日分の振替日としてみなしてよいのか。**

A 1 7 1日を通して現場閉所されている状態でなければ、現場閉所としては認められませんので振替日に設定できません。

**Q 1 8 台風や豪雨予想等により、現場事務所で待機した場合、どう扱うのか。**

A 1 8 台風などの自然要因による現場内パトロール及び現場事務所での待機は、現場閉所として取り扱います。台風等により土日に現場待機等をした場合には閉所扱いとなりますので「休日等取得計画表兼実績表（施工様式-50）」の実績及び計画欄には●を入力してください。

また、平日に台風等により現場作業をせずに現場待機等をした場合にも現場閉所として扱いますので振替日に設定できます。

**Q 1 9 受注者が「週休2日交替制工事」への変更を希望した場合、どうなるのか。**

A 1 9 「広島市水道局週休2日交替制工事試行要領（土木工事及び配管工事）（R6.6）」による実施（以下「週休2日交替制工事」という。）になります。

補正対象及び補正率が変わるため、工事費は減額となります。

また、休日の管理が現場閉所ではなく、従事者ごとの休日取得日数での管理となります。（詳細は、広島市水道局週休2日交替制工事試行要領（土木工事及び配管工事）（R6.4）及びQ&Aを確認してください。）

なお、実施方法の変更有無に関わらず、工事着手後には実施方法の変更はできません。

### **（対象工事）第3条関係**

**Q 2 0 対象外となる緊急に発注を要する応急復旧工事とはなにか。**

A 2 0 災害、事故等の発生により水道施設の応急復旧を講じないと市民生活に影響を及ぼすと判断される際に発注する特例の随意契約工事のことです。

**Q 2 1 工期算定において実作業日数が14日未満のため週休2日の対象外として発注した工事で、現場条件等の変更により14日以上となった場合はどうなるのか。**

A 2 1 実作業日数が14日未満の対象外工事として発注した工事において、工事着手後に現場条件等の変更により実作業日数が14日以上となっても、対象外として発注した工事は週休2日工事の補正は行いません。



**Q 2 2 実作業日数が14日未満の工事が対象外となるのはなぜか。**

A 2 2 工事の実施方法を「週休2日交替制工事」に変更することができることとしており、「週休2日交替制工事」の対象者を14日（休日含む）以上現場従事した者と定めているためです。

#### **（実施方法）第4条関係**

**Q 2 3 発注者指定型、受注者希望型についての記載がないがどのように扱うのか。**

A 2 3 「週休2日」の実施を前提とした発注とすることから、削除しました。

**Q 2 4 現場掲示のサイズはA3ではないのか。**

A 2 4 A4サイズ横以上に見直しました。ただし、A3サイズでも問題はありません。

**Q 2 5 工事週報は必ず提出しなければならないのか。**

A 2 5 工事週報の提出は必須ではありません。工事日報でも問題ありません。

#### **（実施報告）第5条関係**

**Q 2 6 現場閉所日の確認はどのように行うのか。**

A 2 6 「休日等取得計画表兼実績表（施工様式-50）」、「工事週報」又は「工事日報」により行います。

また、完了時の「休日等取得計画表兼実績表（施工様式-50）」は、対象期間の閉所対象となる土日の計画欄に「●」入力し、実績欄の実際に閉所した土日及び振替日に「●」、振替日以外の休工日に「○」、一時中止や年末年始等で対象外となった土日の計画欄に「×」を入力したものを提出してください。

**Q 2 7 現場閉所について、監督員が現地確認を行う必要があるのか。**

A 2 7 「休日等取得計画表兼実績表（施工様式-50）」、「工事週報」又は「工事日報」などにより確認を行うため、現地確認の必要はありません。

なお、虚偽記載等が判明した場合には指名停止措置をとることがあります。

## (経費等の補正) 第6条関係

**Q 2 8** どのような場合に設計変更の対象となるのか。

A 2 8 対象期間の現場閉所実績による現場閉所達成率が100%（8日/28日相当）未満の場合は、最終変更契約時に、現場閉所達成率の実績に応じた補正係数に減じて設計変更を行いません。

また、実施方法を受注者の希望により「週休2日交替制工事」へ変更した場合は、補正対象から機械経費（賃料）・共通仮設費率・市場単価及び水道用資材等価格調査業務により決定している工事費を除外し、休日率28.5%以上であったものとして速やかに変更契約を行い、最終変更契約時に、休日率の実績に応じた補正係数に変更します。

**Q 2 9** 複数年度にわたる長期工事の場合は、いつ設計変更するのか。

A 2 9 現場閉所の実績で変更するため、最終変更時において設計変更を行います。ただし、(A 2 8)にあるとおり、工事の実施方法を「週休2日交替制工事」に変更した工事は、休日率28.5%以上であったものとして速やかに変更契約を行い、最終変更時に、休日率の実績に応じた補正係数に変更します。

**Q 3 0** 最終変更時に工事完了していない場合は、どのように設計変更するのか。

A 3 0 最終変更時点の実績が反映された「休日等取得計画表兼実績表（施工様式-50）」をもとに受注者と発注者で協議のうえ、工事完了日までの見込みにより変更を行います。

なお、工事完了後速やかに実績を記入した「休日等取得計画表兼実績表（施工様式-50）」を提出してください。

**Q 3 1** 市場単価や土木工事標準単価は、補正対象となるのか。

A 3 1 市場単価（港湾工事除く）、土木工事標準単価どちらも、補正対象となります。ただし、受注者の希望により実施方法を「週休2日交替制工事」へ変更した場合は市場単価は補正対象となりません。

**Q 3 2** 見積単価は補正係数の対象となるのか。

A 3 2 歩掛見積りについては、補正対象となります。単価（金額）見積については、補正対象外となります。

Q 3 3 仮設材（鋼矢板・山留材・覆工板など）の賃料は補正対象となるのか。

A 3 3 仮設材の賃料は、補正対象外としています。

Q 3 4 水道局単価「労務費及び資材単価表」に掲載している不断水T字管、不断水T字管（耐震型）、不断水挿入管路断水器及び視覚障害者誘導標示（溶融式）（シート式）の工事費は補正対象になるか

A 3 4 不断水T字管の工事費は、水道事業実務必携（歩掛）に基づき決定しているため、補正対象となります。

不断水T字管(耐震型)、不断水挿入管路断水器、視覚障害者誘導標示(溶融式)(シート式)の工事費は、水道用資材等価格調査業務により、市場単価と同様に工事費の実態を調査して決定しており、市場単価に準じて補正対象としています。ただし、受注者の希望により実施方法を「週休2日交替制工事」へ変更した場合は水道用資材等価格調査業務により決定している工事費は補正対象となりません。

Q 3 5 労務費の補正係数の乗じ方はどのように行うのか。

A 3 5 基準額に週休2日以外の補正係数及び週休2日の補正係数を乗じ端数処理（10円未満切捨て）します。

- (例) 条件：・普通作業員  
・夜時間制約（夜1）  
・現場閉所達成率100%（4週8休（8日/28日相当）以上

補正後の労務費

= 労務単価（基準額）×時間的制約補正×夜間補正×週休2日補正

= 18,300円×1.14×1.5×1.05

= 32,857.65円 ⇒ 32,850円（端数処理）

**Q 3 6 機械経費（賃料）の補正はどのように行うのか。**

A 3 6 日標準賃料に週休2日以外の補正係数（小数第3位（小数第4位四捨五入））を乗じ端数処理（有効数字3桁止め（有効数字4桁目四捨五入））します。その後、週休2日の補正係数を乗じ端数処理（有効数字3桁止め（有効数字4桁目四捨五入））します。

- （例）条件：・トラッククレーン賃料（油圧式4.9 t 吊）  
・夜時間制約（夜1）  
・現場閉所達成率100%（4週8休（8日/28日相当）以上

**基準賃料**

$$\begin{aligned} &= \text{日標準賃料} \times \text{夜間補正} \\ &= 29,200\text{円} \times 1.225 \\ &= 35,770\text{円} \Rightarrow 35,800\text{円} \text{（端数処理）} \end{aligned}$$

**補正後の賃料**

$$\begin{aligned} &= \text{基準賃料} \times \text{週休2日補正} \\ &= 35,800\text{円} \times 1.04 \\ &= 37,232\text{円} \Rightarrow 37,200\text{円} \text{（端数処理）} \end{aligned}$$

**Q 3 7 「設計業務委託等技術者単価」は、労務費の補正対象とならないのか。**

A 3 7 「設計業務委託等技術者単価」は直接人件費のため、労務費の補正対象とはなりません。（例：家屋調査費（事前調査費）、鉄筋探查等）

**Q 3 8 災害や事故等で行った作業は補正係数の対象となるのか。**

A 3 8 災害や事故等の作業について、当該工事において設計変更により計上した場合は、単価（金額）見積りにより積算したものは補正の対象となりませんが、標準歩掛により積算したものは補正の対象となります。

Q 3 9 達成率ごとの補正条件は積算システムではどうなるのか。

A 3 9 次のとおりとなります。

現場閉所達成率	積算システム補正条件
75.0%以上 87.5%未満	補正あり（4週6休以上）
87.5%以上 100%未満	補正あり（4週7休以上）
100%以上	補正あり（4週8休以上）

#### （工期設定）第7条関係

Q 4 0 「週休2日工事」達成のための工期延長は認められるのか。

A 4 0 「週休2日」達成のための工期延長は認められません。

また、「週休2日交替制」への実施方法の変更に伴う工期変更は行いません。

なお、現場条件の変更等、受注者の責によらない事由により工期内に工事を完成することが困難となった場合は、受発注者で協議し、適切に工期延期してください。

Q 4 1 工期変更となった場合、対象期間はどうなるのか。

A 4 1 工期変更した場合は、必要に応じて対象期間を変更してください。

#### （工事成績評定）第8条関係

Q 4 2 「週休2日」を達成できた場合の工事成績評定の評価はどうするのか。

A 4 2 「週休2日工事」として発注した工事において現場閉所達成率100%（8日/28日相当）以上を達成できた場合、工事成績評定において監督員及び担当課長等の評価項目である「工程管理」の「その他」及び「創意工夫」の項目で評価します。

#### 【監督員用】

（**考查項目別運用表 別紙-1② 2. 施工状況 II. 工程管理**）

休日の確保を行なっている。

その他 [理由：現場閉所による週休2日の確保を行っている。]

※本要領に基づく現場閉所達成率が100%（4週8休（8日/28日相当）以上となった場合、上記2事項両方で評価する。

( 考査項目別運用表 別紙－1⑧ 5. 創意工夫 I. 創意工夫 【働き方改革】 )

週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取り組みが図られている。

※本要領に基づく現場閉所達成率が100%（4週8休（8日/28日相当）以上となった場合、上記事項で評価する。

#### 【工事担当課長用】

( 考査項目別運用表 別紙－2① 2. 施工状況 II. 工程管理 )

現場閉所による週休2日（4週8休以上）に取り組んだ。

※本要領に基づく現場閉所達成率が100%（4週8休（8日/28日相当）以上となった場合、上記事項で評価し、本細別は、**原則 a 評価**とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合は a 評価としないことが出来る。

#### （アンケート調査等）第9条関係

Q 4 3 アンケートの提出は必須ではないのか。

A 4 3 R6.6 試行要領の適用工事から、発注者が依頼した場合のみ協力いただくこととしました。

#### （施工実績）第11条関係

Q 4 4 「評定の対象にならない工事については」とあるが、評定の対象とならないものとはなにか。

A 4 4 「週休2日工事」として発注した工事のうち工事評定を行わない工事（工事完成時の請負金額が250万円未満の工事及び管理者が評定について必要でないと認めた工事）のことです。

なお、「週休2日工事」として発注していない工事は「週休2日工事」の実績とはなりません。

Q 4 5 「週休2日工事実績証明書」は必ず発行するのか。

A 4 5 評定を行わない工事において、検査合格後に受注者が希望する場合に発行します。

## その他

Q46 「週休2日工事」と「週休2日交替制工事」の違いはなにか。

A46 「週休2日工事」が「現場」を対象としているのに対して「週休2日交替制工事」は「人」を対象としており、「対象期間」や「休日」の考え方及び管理方法が違います。主な違いは以下のとおりです。

項目	週休2日工事	週休2日交替制工事
達成判定	原則、土日に現場閉所し、対象期間の現場閉所達成率で判定 (100%以上で達成)	対象者ごとの対象期間における休日取得率を平均した休日率で判定 (28.5%以上で達成)
労務費補正	○	○
機械経費(賃料)補正	○	×
共通仮設費率補正	○	×
現場管理費率補正	○	○
市場単価補正	○	×
土木工事標準単価	○	○
水道用資材等価格調査業務による工事費の補正	○	×
実施方法の変更	週休2日交替制工事に変更可	なし

○：補正あり、×：補正なし